

北九州憲法ネットニュース

発行 9条の会・北九州憲法ネット 2014年6月24日 第70号
 TEL592-5000 fax 571-4346
 803-0817 北九州市小倉北区田町13番21号田町ビル3F
 URL⇒<http://kitaq-kenpou.net/>

第9条

戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

止めよう「戦争するくにづくり」！ 行動するのは今でしょう

9条の会・北九州憲法ネット代表世話人
 座長 荒牧 啓一

6月10日は、9条の会が発足して10年になる記念日でした。今から10年前に井上ひさし（故人）、大江健三郎、加藤周一（故人）氏など著名な9名が呼びかけ人になり、結成されました。9条の会アピールには「しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を『改正』しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本を、アメリカに従って『戦争をする国』に変えるところにあります。そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を實際上破ってきています。また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無きものにしようとしています。」と指摘されています。そして、今、安倍首相は集団的自衛権の行使容認をめぐり、今国会中に憲法解釈変更の閣議決定をするように指示し、事態は緊迫しています。

5月15日、安倍首相は、自らの私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇、座長・柳井俊二元駐米大使）が海外での武力行使を全面的に認める報告書を提出したことを受けて、記者会見をし、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権行使を認める憲法解釈変更を検討することを明確にしました。

これまで（自民党）政府は一貫して、「憲法第9条の下における自衛権の行使は、我が国に対する急迫不正の侵害（武力攻撃）があり、排除するために他の適当な手段がない場合に、必要最小限の範囲に限り許容され、我が国



が直接武力攻撃を受けていない場合に問題となる集団的自衛権の行使は、その範囲を超えると憲法上許されない」としてきました。

「集団的自衛権」とは、「密接な関係にある外国が攻撃された時に、自国が攻められていなくても、外国を助け反撃する権利」です。

「自衛」と言っていますが、明らかに「他衛」です。戦争をする、ことです。

現状の問題点は、できるかぎり分かりやすく言うと次のようにまとめられます。

「日本の安全を守る考えについて、今、安倍首相によって大きく変えられようとしています。首相は、日本と深い関係にある国を守るため、日本が攻められていなくても自衛隊が戦争をする集団的自衛権を使いたいと言います。憲法9条が禁じるこの権利をこれからは

使えるようにすると5月15日の記者会見で表明しました。首相は、権利を使うかどうかは内閣が決めることだと強調しました。戦争をするのは自分の国を守る時だけと言ってきた戦後の日本が、どこでも戦争できる国になる道を開く。安倍首相は、憲法の読みかたを変えさえすればいいと言っています。しかし、一内閣の判断でやっていいことなのでしょう。か？このような手法を、憲法の裏口入学と改憲派でもある小林節教授も批判しています。」

集団的自衛権の本質は、「アメリカがアフガン・イラク戦争のような戦争を起こしたさいに、自衛隊が戦闘地域まで行って軍事支援をするーアメリカの戦争のために日本の若者の血を流すこと」にあるのです。その証拠に、政府は与党協議会で、自衛隊の「後方支援」について「非戦闘地域」に限るとした従来の制約を取り払いました。新基準は、①現に戦

闘を行っている他国部隊に対する支援②戦闘行為に直接用いられる物品や役務の提供③他国部隊が現に戦闘を行っている現場での支援④他国部隊の個々の戦闘行為と密接な関係があるーという4つの条件すべてに該当しなければ、他国部隊の「武力の行使との一体化」とはみなさい、一つでも該当しない場合には実施可能というのです。これでは、何の歯止めにもなりません。いつでもアメリカと一緒に戦争が出来る「普通の国」になります。

大江健三郎氏は、「戦後60年、日本の平和に向けた選択に、憲法9条は大きく貢献してきました。」「平和な日本は戦争か平和かを選ぶことができる。戦争をする日本では、戦争か平和かを選択することはできません。」と故加藤周一さんの言葉を紹介しています。日本を戦争する国にしないように、今、頑張りましょう！

「秘密保護法撤廃を求める北九州アピール」運動がスタート

「ストップ！秘密保護法ネットワーク北九州（地区労連、憲法改悪反対北九州共同センターなどで構成）」は、秘密保護法の撤廃を求めて、宣伝・署名運動をしています。

秘密保護法は、国民主権、国民の知る権利、思想表現の自由を侵害し、我が国を戦争する国へ変えてゆく上で、大変危険な役割を果たします。この法律の施行をさせず、撤廃をさせえるために、市民に訴えることが急がれます。

このため、「ストップ！秘密保護法ネットワーク北九州」では、通常の宣伝だけでなく、市民に向けたアピール（「秘密保護法撤廃を求める北九州アピール」）を発表し、市内の著名な方100人に、これへの賛同を訴える運動を始めました。

賛同する著名人が100名に達したとき、記者会見で、このことを発表し、市長、議長、議員（国、県、市）にたいして、秘密保護法の撤廃への意見を出すよう求めることにしています。

戦争する国づくりに突進している安倍政権

に、この秘密保護法を自由に使わせてはなりません。このアピール運動の成功にむけての皆様のご協力を「ストップ！秘密保護法ネットワーク北九州」は要望しています。（お知りあいに「著名人」がいれば、紹介してください。）

＊「北九州アピール」の文章は以下のものです。

「特定秘密保護法の求める北九州アピール」昨年12月6日深夜、大多数の国民の反対をおし切って特定秘密保護法が成立し、今年12月までに施工されようとしています。

同法は、かねてより、特定秘密の指定権者による恣意的運用の恐れ、処罰範囲が広範かつ不明確であること、過度の重罰および共謀罪による委縮効果など、多くの問題点が指摘されてきました。また、「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（通商「ツワネ原則」）と比較しても、その内容は極めて不合理であり、多くの構造的欠陥があることが明らかになりました。

それゆえ、国民世論では反対が過半数を占

め、学界、宗教界、弁護士会、マスコミ、労働団体、市民団体など多くの団体からも反対の意見が表明されました。個別の法律に対し、これほど多くの反対が表明されたのは、近年他に例を見ない事態です。

特定秘密保護法は、国民の知る権利や、国会の国政調査権を大幅に制約するだけでなく、取材・報道の自由、表現・出版の自由など、多くの基本的人権を著しく侵害する危険があります。

国政に関する情報が遮断されれば、国民民主権は形骸化してしまい、国家の暴走を制止することはできなくなってしまいます。そのことは先の大戦を顧みても明らかです。昨今の改憲論議、集団的自衛権の行使の容認といった動きをみたとき、その懸念は現実のものとなりつつあります。

このような危険を懸念するからこそ、法律が成立した現在も、多くの国民がこの法律を

撤廃せよと立ち上がっています。

私たちは、北九州の地から、「特定秘密保護法撤廃！」の圧倒的な世論を喚起するために、本アピールを提起します。是非、多くの市民の皆様がこのアピールに賛同いただきますようお願いいたします。



*ツワネ原則（2013年6月12日発表）とは

この原則は、アメリカの財団（Open Society Justice Initiative）の呼びかけの下国際連合、人および人民の権利に関するアフリカ委員会、米州機構、欧州安全保障協力機構の特別報告者を含む、世界70カ国以上の500人以上の専門家により、計14回の会議を経て作成された。ツワネ原則は、自由権規定第19条などをふまえ、国家安全保障分野において立法を行うものに対して、国家安全保障のための情報管理と知る権利の保障との調整のために、実務的ガイドラインとして作成されたもので、秘密保全の適正な限界、内部告発者の役割、その他の諸問題についての詳細なガイドラインを示しており、国家安全保障と国民の情報へのアクセスを検討するに当たっての視点として参考になる。

「戦争反対」「9条こわすな」「閣議決定するな」 集団的自衛権行使容認反対！密室協議やるよ！閣議決定させないぞ！ 6・17大集会に5000人！全国各地で呼応

「閣議決定で『戦争する国』にするな！6・17大集会--解釈で憲法を壊すな」が17日、日比谷野外音楽堂で開かれました。場内4000人、場外1000人が参加し、「戦争反対」「9条壊すな」「閣議決定するな」の声と熱気が公園内を満たしました。

18時からのプレ企画では、安倍政権の教育政策、沖縄・基地、アジア国際連帯と日本軍「従

軍慰安婦」、秘密保護法廃止、集団的自衛権反対シール投票の活動、街頭署名行動、医療・介護・TPP問題のリレートークが7人によって行われました。全国保険医団体連合会の住江憲勇会長は、医療問題でこの日の参院厚生労働委員会でも可決された医療・介護総合法案を厳しく批判しました。

集会では、主催者挨拶に続き、政党代表の、



日本共産党の志位和夫委員長、近藤昭一民主党衆議院議員、吉田忠智社民党党首があいさつしました。

池田香代子さんがゲストスピーチをおこないました。日弁連・水地啓子憲法問題対策本部担当副会長、日本ペンクラブ・篠田博之事務局長、立憲デモクラシーの会・中野晃一呼びかけ人(上智大学教授)、1000人委員会・藤本泰成事務局長代行が連帯あいさつを述べました。水地日弁連副会長は、弁護士の強制加入団体である日本弁護士会が集団的自衛権行使容認に反対していること、全国52の単位

弁護士会すべてが反対の態度表明をしていることを紹介しました。元自衛隊員の井筒高雄さん(元3等陸曹、レンジャー隊員)も発言しました。

会場では、集会プログラムの裏面に印刷されたプラカードを高く掲げるパフォーマンスが、繰り返しおこなわれ好評でした。メディアも注目し、赤地と青地のプラカードが鮮明に映る画像が新聞にもテレビにも動画にも報道されました。(憲法しんぶん速報版 2014年6月18日第450号から)



カンパありがとうございます。そして、お願い

「9条の会・北九州憲法ネット」は会費をとらず、皆さんからのカンパのみで運営しています。カンパにご協力いただける方は下記の郵便振替口座までお願い致します。

振替番号：01700-8-115768 名義：「九条の会・北九州憲法ネット」

カンパ 6月 河村智重子 おりお総合法律事務所尾崎英弥 福田淑江 青木千里 門司法律事務所前野宗俊 川原徹誠 今井輝昭 清松賢治 深川和久 野瀬秀洋 女性総合法律事務所ラレーヌビクトリア 古賀三千人 八記久美子 松永奉義 近藤伊津子 小沢和秋 松濤秀道 高智彦 森田禮三 玉井史太郎 桑田勲二 末安良光

メッセージ ●カンパを送ります。6/9 I. T ●皆々様のお世話痛み入ります。いつもながら些少ですがカンパを送ります。6/9 K. M ●政府は集団的自衛権を何としても押し通そうとしています。政権党内にも異論があり、憲法9条を守るためにも圧倒的国民の世論で強行を封じさせましょう。わずかばかりですが、資料の足しにして下さい。6/10 M. N ●今回も会費・通信費相当額の送金です。よろしく。6/11 O. K ●カンパ 6/16 M. R ●憲法の足蹴も恥じざる暴君を選びし人らも共犯者と知れ 6/17 T. F

